6-1 課 税 状 況

(1) 課税状況(合計分)

		区	<u>, (П</u>	.,	分				人員		金	額
								外	人 -	外		千円 -
取	得 財	産	価	須 (本:	年 分)		9, 478			42, 388, 373
配	偶] I	者	控	ı	除	額		320			3, 369, 835
基	礎	`	特	別	控	除	額		9, 467			25, 023, 938
基	礎、	特別	」控隊	余後	の課	税価	i 格		7, 541			14, 287, 459
贈		与	-	;	税		額	実	7, 541			3, 377, 140
外	玉		税	額	-	控	除		-			-
外	玉	税	額	空除	後	の	額	実	7, 541			3, 377, 140
農	地	等	納	税	猶	予	額		15			201, 800
株	式	等	納	税	猶	予	額		2			82, 254
納		付	-	;	税		額	実	7, 527			3, 093, 086
災	害減免	色法負	第 4 彡	条によ	にるが	色除移	拍額		_			-

調査対象等: 平成24年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、平成25年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 - 2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

課税状況 (暦年課税分)

	区		分		人	員	金	額
取	得財産	至 価 額	(本年	分)		人 7, 804		千円 24,803,761
配	偶	者	控除	額		320		3, 369, 835
基	礎	控	除	額		7, 804		8, 584, 400
基	礎 控 [除後の	課 税	価 格		7, 475		13, 142, 384
贈		与	税	額		7, 475		3, 148, 125
外	玉	税	額 控	除		1		-
外	国 税	額 控	除後	の額		7, 475		3, 148, 125

課税状況(相続時精算課税分)

	UK.	የኢ ላ/	(1)L	(TH	がだい	[作月]	中床	7九ノ、						
			<u>X</u>				Ś.	}			人	員	金	額
取	得	財	産	価	額	(太	年	分)		人 1, 751		千円 17, 584, 613
特	1/4	万		ІШ	控			 余		額		1, 736		16, 439, 538
特	別	控	除	額	後	の	課	税	価	格		75		1, 145, 075
贈			与	Ŀ		7	锐			額		75		229, 015
外		玉		税		額		控		除		-		1
外	玉	利	ź	額	控	除	仓	乡	の	額		75		229, 015

(参考) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

	<i>J</i>			111 71	54 11	, , ,	IV IV	701137	^ -	7.50					
		\geq	<u> </u>				分				人	員		金	額
												Д			千円
												, ,			1 1 3
													内		14, 297, 133
		_			2/1-										
住	宅	取	得	等	貿	金	\mathcal{O}	金	額	実		1, 548			15, 529, 025

調査対象等: 平成24年中に財産の贈与を受けた者について、平成25年6月30日までの 申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づ いて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を、「金額」欄の「内」は非課税の適用を 受けた金額を示す。

(2) 課税状況の累年比較 (合計分)

	年		分		取	得	財	産	価	額	納	付	税	額
	+		91		人		員	金		額	人	員	金	額
							人			千円			人	千円
平	成	20	年	分			9, 766		52	2, 211, 373		6, 86	0	2, 415, 757
平	成	21	年	分			9, 111		43	3, 452, 155		6, 44	2	1, 517, 858
平	成	22	年	分			9, 210		55	5, 811, 322		6, 97	2	9, 039, 956
平	成	23	年	分			9, 688		44	1, 842, 964		7, 58	5	3, 233, 623
平	成	24	年	分			9, 478		42	2, 388, 373		7, 52	7	3, 093, 086

(暦年課税分及び相続時精算課税分)

(/=	一叶叶砂	じカメ	ノ イロ 形じ	叶作:	昇課祝分)							
	年		分		J	暦年訓 取 得 財		額		相続時精取 得財	算課税分 産 価	額
					人	員	金	額	人	員	金	額
						人		千円		人		千円
平	成	20	年	分		7, 226		23, 880, 117		2, 594		28, 331, 255
平	成	21	年	分		6, 801		19, 471, 476		2, 372		23, 980, 679
平	成	22	年	分		7, 253		35, 625, 710		2, 021		20, 185, 612
平	成	23	年	分		7, 922		26, 610, 362		1, 831		18, 232, 603
平	成	24	年	分		7, 804		24, 803, 761		1, 751		17, 584, 613

(3) 申告及び処理の状況

(3) 甲音及び処			取得財	産	価額		納 付		税額
区	分		人員		金 額		···· 員		金 額
			人		千円		人		千円
	申 告 額		9, 481		42, 378, 973		7, 531		3, 108, 180
	修正申告による増差額		55		106, 488		43		10, 987
本年分	更正による増差額		_		-		-		-
本 午 分	更正等による減差額		16	Δ	97, 088		13	Δ	26, 081
	決 定 額		_		_		-		-
	計	実	9, 478		42, 388, 373	実	7, 527		3, 093, 086
	申 告 額		423		1, 633, 240		413		267, 360
	修正申告による増差額		66		80, 523		62		19, 959
過年分	更正による増差額		_		_		_		-
過年分	更正等による減差額		20	Δ	72, 981		19	Δ	17, 093
	決 定 額		-		-		-		-
	計	実	486		1, 640, 782	実	472		270, 226
	申 告 額		9, 904		44, 012, 214		7, 944		3, 375, 540
	修正申告による増差額		121		187, 011		105		30, 946
A =1	更正による増差額		-		-		-		-
合 計	更正等による減差額		36	Δ	170, 069		32	Δ	43, 174
	决 定 額		-		-		-		_
	計	実	9, 964		44, 029, 156	実	7, 999		3, 363, 311

調査対象等:

「本年分」は、平成24年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、平成25年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。「過年分」は、平成23年以前に贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成24年

「過年分」は、平成23年以前に贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税人員

税	務	署	名	人 昌
19L	177	-18	71	八
独			白	1 197
徳			<u>島</u> 門	1, 137
鳴				415
冏			南	178
][晶	150
脇			町	47
池			田	59
徳	島	県	計	1, 986
高			松	1,539
丸			亀	379
坂			出	234
観	丰	<u>노</u> 크	寺	235
長			尾	195
土.			庄	107
香	JII	県	計	2, 689
				,
松			山	1, 595
今			治	522
宇	禾		島	206
八	帽		浜	187
新		<u>-</u>	浜	281
伊	予	西西	条	190
大	,		洲	105
伊	予	=	島	281
愛	媛	県	計	3, 367
<u> </u>	///	//\	н	0,007
高			知	887
安			華	70
南			国	198
須			崎	100
中			村	97
伊			野	84
高	知	県	計	1, 436
(P)	ΛH	गर	PÍ	1, 430
—	4//	計		9, 478
	総	ĒΤ		9, 478

(注) この表は、「(1)課税状況(合計分)」の 「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示 したものである。

(5) 加算税の状況

区		分 分		与加算税	無申告	加算税	重 加	算 税
),	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
			人	千円	人	千円	人	千円
本	年	分	4	119	85	2, 538	_	_
過	年	分	19	709	267	37, 442	_	_
合		計	23	828	352	39, 980	-	_

(注) 調査対象者等は、「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

6-2 贈与財産価額階級別

(1) 取得財産価額階級別状況(合計分)

	好產価額階級別 產価額階級	状况(合計分) 人 員	取 得 財 産 価 額	納付税額
		人	千円	千円
150	万円以下	3, 393	4, 047, 871	31, 749
150	万 円 超	1, 104	2, 001, 177	74, 651
200	II	2, 419	7, 029, 132	387, 292
400	IJ	1, 218	6, 331, 043	404, 575
700	IJ	502	4, 303, 064	208, 256
1,000	IJ	586	8, 236, 073	212, 796
2,000	JJ	195	4, 525, 593	77, 396
3,000	"	42	1, 542, 776	168, 152
5,000	"	13	887, 102	149, 504
1	億 円 超	8	1, 055, 142	194, 725
3	"	-	-	-
5	JJ	-	-	-
10	JJ	-	-	-
20	JJ	1	2, 420, 000	1, 199, 084
30	11	-	-	-
50	II	-	-	_
合	計	9, 481	42, 378, 973	3, 108, 180

調査対象者等: 平成24年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、 平成25年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(2) 取得財産価額階級別状況(暦年課税分及び相続時精算課税分)

取得財	産価額階級	暦 4	丰 課 税 分	相続時	精 算 課 税 分
双行列	生叫银阳拟	人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
		人	千円	人	千円
150	万円以下	3, 382	4, 034, 578	58	54, 955
150	万円超	1,059	1, 921, 493	56	98, 242
200	"	2, 160	6, 229, 753	277	846, 300
400	JJ	777	3, 950, 420	436	2, 354, 778
700	<i>II</i>	186	1, 536, 142	322	2, 818, 845
1,000	IJ.	174	2, 464, 317	412	5, 784, 148
2,000	"	46	989, 196	148	3, 508, 053
3,000	"	9	330, 328	30	1, 097, 879
5,000	"	5	358, 798	8	527, 191
1	億 円 超	4	562, 603	4	490, 954
3	"	-	-	-	-
5	11	-	-	-	-
10	"	-	-	-	-
20	11	1	2, 420, 000	-	-
30	"	-	-	-	-
50	11	-	_	-	-
合	計	7, 803	24, 797, 629	1, 751	17, 581, 344

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額

斑	、得財産等の種類		暦年記	果税分		相続時精	算課税分
д .	、付 州 庄 寺 り 惺 規)	員	取得財産価額	J	員	取得財産価額
			人	千円		人	千円
	田 (耕作権及び永小作権を含む。)		130	470, 996		112	610, 137
土	畑 (耕作権及び永小作権を含む。)		74	347, 681		60	129, 888
	宅地(借地権を含む。)		1,720	5, 828, 613		1, 052	7, 909, 897
	山林		65	28, 378		60	72, 350
地	その他の土地		132	238, 874		74	574, 584
	計	実	1, 985	6, 914, 541	実	1, 169	9, 296, 856
家	量 、 構 築 物		759	1, 501, 391		555	1, 284, 009
事業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		_	-		_	-
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		1	1,714		2	22, 327
(農業)	売掛金		2	3,000		_	-
用	その他の財産		19	23, 743		4	34, 085
財 産	計	実	22	28, 457	実	6	56, 412
有	株 式 及 び 出 資		1, 813	7, 646, 568		56	1, 291, 288
価	公 債 及 び 社 債		16	58, 187		3	18, 966
証	投 資 · 貸 付 信 託 受 益 証 券		10	18, 640		5	30, 821
券	計	実	1, 833	7, 723, 394	実	62	1, 341, 075
現 金	、 預 貯 金 等		3, 292	7, 235, 016		471	5, 209, 636
家	庭 用 財 産		_	-		1	300
そ財	生 命 保 険 金 等		44	172, 461		6	55, 616
の	立 木		12	5, 193		17	29, 046
他	そ の 他		582	1, 217, 175		85	308, 394
の産	計	実	634	1, 394, 830	実	107	393, 056
	合 計	実	7, 803	24, 797, 629	実	1, 751	17, 581, 344

調査対象者等: 平成24年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、平成25年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。